

生徒心得

上川高等学校生徒は、本校教育目標の主旨を遵守し生徒としての本分を自覚し、常に自己の完成を図るとともに、明朗で品位のある校風を立てることに努めること。

1 服装および頭髪

- (1) 制服は男女とも本校指定のものを着用し、改造したものは認めない。
- (2) 夏期の略装期間は概ね6月から9月とする。
- (3) 靴下の色は高校生としての品位があり、質素なものとする。
- (4) 頭髪は高校生としての品位を保つよう心掛け、常に清潔質素なものとする。
 - ア 過度の装飾品はつけない。
 - イ パーマ・アイパー・染色等、その他の加工は一切禁ずる。
- (5) マニキュア・ファンデーション、その他の装飾品は身につけない。
- (6) 防寒用コート類は機能的なもので、色型ともに高校生としての品位を保ち質素なものとする。
- (7) 学校関係の行事に参加する場合の服装は、その時の指示に従う。
- (8) 通学用の靴は機能的で安全なものとし、質素な色、型のものにする。ただし、通学用に下駄、サンダルは認めない。

2 校内生活

- (1) 校内では土足を禁ずる。
- (2) 上靴・外靴は、登下校の際は必ず靴箱に入れておく。
- (3) 校舎の出入りは、所定の場所から行う。通常時の非常口使用は禁止する。
- (4) 施設器具の使用は、保管責任教師の許可を受ける。使用後は許可者の点検を受け、確実に返納する。
- (5) 欠席・早退・遅刻・欠課の際は、H R 担任に届け出る。
- (6) 遅刻等による入室の場合も、入退室許可願票を使用する。
- (7) 登校後は、下校時まで外出しない。やむを得ず、外出・早退する場合は手続を取る。
- (8) 部及びクラス会、その他の会合行事は、事前に届出をし、許可を受ける。なお、その場合は必ず付添いの先生を必要とする。

3 校外生活

- (1) アルバイトは、必ず事前に保護者・担任と相談の上、同意を得た後、所定の「届出」を提出するとともに、次の事項に留意しなければならない。
 - ア 学業に支障がないこと。
 - イ 風紀上問題がないこと。
 - ウ 宿泊を伴わないこと。
 - エ 危険を伴わないこと。
- (2) 遊戯場（パチンコ店、マージャン荘など）、酒場等への出入りは禁ずる。
- (3) 校外団体に加入し、又はこれを組織する場合には、事前に申し出て許可を受ける。
- (4) 外出時間は21時までとする。
- (5) 外出の際の服装は、高校生としての品位を保つこと。
- (6) 必要があつて外泊する場合は、保護者の許可と外泊先の保護者の許しを得ること。